

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、水害等の大規模災害が発生した時（以下「災害時」という。）における災害廃棄物の撤去、収集、運搬及び処分に関し、愛知県（以下「甲」という。）が、一般社団法人日本建設業連合会中部支部（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、がれき（災害時に損壊した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック類等）、生活系ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみ及び粗大ごみ）等の災害に伴う廃棄物をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、県内の市町村（地方自治法第252条の14の規定により市町村からの事務委託を受けた場合の甲を含む。以下「市町村」という。）が実施する次に掲げる事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、市町村及び廃棄物関係団体のみでは対応が難しい場合、市町村からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集及び運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前各号に伴う必要な事項

(協力要請の手続)

第4条 甲は、前条の要請を行う場合には、次に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町村の名称及び連絡担当者の氏名及び連絡先
- (2) 協力要請の内容（車両・資機材の種類・数量、災害廃棄物の場所・種類・概算量・運搬先・処分方法等）
- (3) その他必要な事項

- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、協力可能な会員の状況を甲に報告するものとする。
- 3 甲は、前項の報告を基に乙の会員を特定し、その結果を、乙及び要請を行った市町村に通知するものとする。
- 4 前項の通知を受けた乙は、その内容を速やかに甲が特定した乙の会員（以下「処理協力者」という。）に伝達するものとする。

- 5 処理協力者は、協力の内容、方法及び協力に要する費用の支払方法について、対象となる市町村と協議し、確認するものとする。

(災害廃棄物の処理等の協力)

第5条 処理協力者は、前条第4項の通知があったときは、公共土木施設等の緊急的な応急対策を優先しつつ、必要な人員、車両、資機材等を調達し、市町村の指示に従い、可能な限り災害廃棄物の処理等に協力するものとする。

(実施報告)

第6条 処理協力者は、前条の規定により、災害廃棄物の処理等を実施したときは、処理等の状況について第4条第1項各号に掲げる事項を文書で甲へ報告するものとする。

(情報の提供)

第7条 甲は、第3条の要請を行ったときは、災害廃棄物の処理等に円滑な協力を得ることができるよう、乙に県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

(損害の負担)

第8条 災害廃棄物の処理等の実施に伴い、処理協力者又は市町村の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は建設資機材等に損害が生じた場合、処理協力者は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を文書により市町村に報告し、その処置について市町村と協議するものとする。

(会員の状況等の報告)

第9条 乙は、第4条第2項に定める場合のほか、この協定に定めるところによる協力が可能な乙の会員の状況を毎年、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に随時報告を求めるものとする。

- 2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物の処理等を図ることができるよう、協力体制並びに情報等の収集及び伝達の体制の整備に努めるものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては愛知県環境部資源循環推進課、乙においては一般社団法人日本建設業連合会中部支部事務局とする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

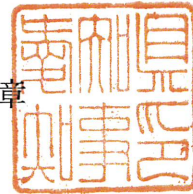
この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成29年2月17日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県

愛知県知事 大村 秀章



乙 名古屋市中区栄三丁目28番21号

一般社団法人日本建設業連合会中部支部

支部長 岩川 千行

